

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の検討の概要

検討の経緯

1. これまで、繰延税金資産の回収可能性に関わるグループ2の論点（監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第66号」という。）に関わる論点を含む。）について、第290回企業会計基準委員会（2014年6月26日）及び第5回専門委員会（以下「専門委員会」という。）（2014年6月18日）から検討を行ってきた。
2. 第298回企業会計基準委員会（2014年10月23日）及び第10回専門委員会からは、第297回企業会計基準委員会（2014年10月10日）及び第9回専門委員会（2014年10月22日）までの議論を踏まえ、監査委員会報告第66号に関する論点に対する具体的な対応案を審議している。
3. また、第298回企業会計基準委員会及び第10回専門委員会においては、今後の検討の進め方について、繰延税金資産の回収可能性に関連する実務指針を先行して移管することを提案し、大きい異論は聞かれていない。
4. 第303回企業会計基準委員会（2015年1月9日）及び第12回専門委員会（2014年12月25日）では、監査委員会報告第66号に関する具体的な対応案の方向性について、アプローチ2をベースとすることを提案し、大きい異論は聞かれていない。また、同専門委員会及び同企業会計基準委員会からは、仮にアプローチ2をベースとした適用指針の文案を審議している。

本日の審議事項

5. 本日は、第304回企業会計基準委員会（2015年1月23日）及び第13回専門委員会（2015年1月16日）までに聞かれた意見を踏まえ、引き続き、仮にアプローチ2をベースとした適用指針の文案について審議する（第304回企業会計基準委員会及び第13回専門委員会において聞かれた意見は審議事項(4)-3に、第14回専門委員会において聞かれた意見は審議事項(4)-6に記載している。）。

また、第10回専門委員会及び第298回企業会計基準委員会で議論した長期解消将来減算一時差異に関する論点及び、経過措置及び適用時期についても審議を行う。

- 仮にアプローチ2をベースとした適用指針の文案の検討（審議事項(4)-2）
- 長期解消将来減算一時差異に関する論点の検討（審議事項(4)-4）
- 経過措置及び適用時期の検討（審議事項(4)-5）

以上